



～メールでもクーリングオフができるようになりました～

Q

ハガキだけでなく、メールでもクーリングオフができるようになったと聞いたが、方法がわからない。

A

2022年6月から書面だけでなく、メールやFAXなどでも通知ができるようになりました。
契約書等のクーリングオフの記載内容を確認のうえ、販売会社やクレジットカード会社などへ通知します。

【メール等で通知する方法】

- クーリングオフの送付先に指定がある場合は、それに従い通知を送ります。
- 送付先が不明な場合は、販売会社の代表メールアドレスへ通知を送ります。
- WEBサイトにクーリングオフ専用フォームを設けている会社の場合は、それに従い内容を入力し通知を送ります。

⇒送信済メールや送信記録はスクリーンショットなどで保存しておきましょう。

クーリングオフについて不明な点がある場合は、消費生活センターへご相談ください。